

敬老事業の制度を見直します

市では、今後も進展が予想される少子高齢化を見据え、各種事業の見直しや再編を進めています。これに伴い、平成30年度から敬老事業を見直します。

●「敬老会」を「長寿を祝う会」に改めます

平均寿命が80歳を超える長寿社会となったことから、「敬老会」の対象年齢をこれまでの75歳以上から80歳以上に見直し、「長寿を祝う会」として開催します。

※対象者には、8月中にハガキでご案内します。

●「敬老金」を「長寿記念祝金」に改めます

これまで、80歳・85歳・90歳・95歳の方を対象に支給していました「敬老金」を、「長寿記念祝金」として次のとおり改めます。

対象年齢	支給額	支給時期
満88歳	5,000円	長寿を祝う会で支給
満100歳	50,000円	満100歳の誕生日から1月以内に支給

※対象者には、個別にお知らせします。

問合せ 高齢福祉課 ☎444・3141

介護保険制度改正のお知らせ【平成30年8月から変更になります】

一定以上の所得のある方が介護サービスを利用した時の自己負担割合を、これまでの2割から3割に引き上げます。要介護（支援）認定を受けている方全員に、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」（有効期間：8月1日から翌年7月31日）を7月中に送付しますので、ご確認をお願いします。

【利用者負担割合】

年金収入等	負担割合
340万円以上（※1）	2割 → 3割
280万円以上（※2）	2割
280万円未満	1割

※1「合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額）220万円以上」かつ「年金収入+その他の合計所得金額340万円以上（単身世帯の場合。65歳以上の方が2人以上世帯の場合463万円以上）」⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当。

※2「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他の合計所得金額280万円以上（単身世帯の場合。65歳以上の方が2人以上世帯の場合346万円以上）」

⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当。

問合せ 高齢福祉課 ☎444・3141

ふれあいカフェ

認知症の方やその家族、地域住民など、どなたでも自由に参加できる集いの場です。悩みごとの相談・情報交換など、おいしいコーヒーやお菓子を食べながら、おしゃべりしませんか？医療・福祉・介護の専門職も参加します。どうぞお気軽にご参加ください。

日時 毎月第3金曜日 午後1時30分～3時

場所 グループホーム第二あま恵寿荘 地域交流センター

日時 毎月第2火曜日 午前10時～11時30分

場所 あま市甚目寺総合福祉会館 つどいの部屋

下記の場所でもふれあいカフェを開催しています。

○ふれあいカフェあまちゃん 中萱津

日時 毎月第4木曜日 午後1時～3時

場所 コミュニティプラザ萱津

○ふれあいカフェあまちゃん 下萱津

日時 毎月第4月曜日 午後1時～3時

場所 下萱津コミュニティ防災センター

○伊福ふれあいカフェ

日時 毎月最終木曜日 午前10時～11時30分

場所 伊福地区集会所



問合せ 地域包括支援センター（甚目寺庁舎） ☎444・3159